

重点施策の見直しについて

1 現計画における重点施策の考え方について

現計画では、計画期間内において、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」、その他の施策を「基本施策」として施策体系上に位置づけています。

重点施策は、令和4年度に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」の結果や審議会での意見を踏まえ選定しています。

2 アンケート調査の結果について

令和7年度に実施した「川越市障害福祉に関するアンケート調査」で「改善してほしい市の取組」について聞いたところ、次のような結果となりました。

アンケート調査結果の上位8項目をもとに次期計画における重点施策の検討を行いました。

■改善してほしい市の取組（障害福祉に関するアンケート調査結果から抜粋）

（●…重点施策に反映 ※1-1などの表記は反映先の施策番号）

No.	項目	全体 (%)	現計画に反映した項目	上位8項目と関連する施策
1	経済的援助	44.6		●
2	利用しやすい道路や公共施設の整備	20.7		● 2-1
3	差別の解消及び相互理解の促進	16.5	● 1-1	● 1-1
4	災害時の支援体制	14.8	● 2-2	● 2-2
5	保健・医療サービスの充実	12.0		● 3-1
6	権利擁護の推進、虐待防止	11.6	● 1-2	● 1-2
7	介助者への支援	11.0		● 6-4
8	外出や移動の支援	10.8	● 7-2	● 7-2
9	入所施設の整備	10.5		
10	障害のある人に配慮した情報提供の充実	10.5		
11	相談支援の充実	9.2		
12	就労支援の充実	9.2	● 5-1	
13	グループホームなどの地域で生活できる住環境の整備	9.1	● 6-3 6-4	
14	通所施設の整備	6.9		
15	在宅福祉サービスの充実	5.8		
16	重症心身障害者の受入先や医療的ケアを受けられる施設の整備	5.6		
17	療育体制・学校教育の充実	5.1		
18	文化・スポーツ活動等への参加機会の充実	3.1		

3 次期計画における重点施策の考え方について

アンケート調査結果の上位8項目を7つの施策分野に反映します。結果として次期計画においても現計画の重点施策を踏襲します。

上位8項目のうち、「経済的援助」、「利用しやすい道路・公共施設の整備」、「保健・医療サービスの充実」については、市単独で新たな給付制度や大規模な道路・公共施設整備、医療提供体制の拡充を実施することが困難なため、そのまま重点施策に位置づけるのではなく、障害者支援計画において取り組むことが可能な施策に置き換えて反映します。

「経済的援助」については、「5-1 雇用・就労環境の充実」や「6-3 暮らしの場の充実」に、「利用しやすい道路・公共施設の整備」は「7-2 外出や移動の支援」に、「保健・医療サービスの充実」は「6-4 地域生活支援体制の充実」において反映することとします。

■現計画と次期計画における重点施策の比較

（●…重点施策）

施策	現計画	次期計画
1-1 差別の解消及び相互理解の促進	●	●
1-2 権利擁護の推進、虐待の防止	●	●
2-1 生活環境の整備		
2-2 防災対策の推進	●	●
2-3 防犯対策の推進		
3-1 保健サービスの充実		
3-2 障害者医療等の推進		
4-1 療育体制の充実		
4-2 学校教育の充実		
5-1 雇用・就労環境の充実	●	●
5-2 就労施設での就労の充実		
6-1 相談支援体制の充実		
6-2 日中活動の場の充実		
6-3 暮らしの場の充実	●	●
6-4 地域生活支援体制の充実	●	●
6-5 サービスの質の維持・向上		
7-1 文化活動・余暇活動の充実		
7-2 外出や移動の支援	●	●
7-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援		